

## ホンダ学園賛助会 会則変更条文 新旧対照表

新 (変更後)	旧 (現行)
第2章 会 員	第2章 会 員
(事業年度及び会費)	(事業年度及び会費)
<p>第6条 1. 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月末日とする。</p> <p>2. 会員は、年会費として<u>3万円</u>を納入しなければならない。なお、前条の規定に基づき新規に入会した会員は、入会について総会又は会長の承認を受けた日の属する事業年度から、会費を支払う義務を負う。</p> <p>3. <u>会員は、特別会費として、対象事業年度を含む過去3年間の年平均就職者数に応じて、1名につき4万円を基準として納入するものとする。また、左記に追加し1口1万円を、任意の口数納入することができる。</u></p> <p>4. 第2項及び第3項に定める年会費及び特別会費は、各事業年度の<u>6月末日</u>までに納入しなければならない。</p> <p>5. 第2項及び第3項に定めるもののほか、本会は、懇親会等において本会が負担した実費を、当該懇親会等に参加した会員から臨時会費として徴収することができる。ただし、臨時会費の金額及び納入時期については、予め会員に書面で通知するものとする。</p>	<p>第6条 1. 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月末日とする。</p> <p>2. 会員は、年会費として<u>1万円</u>を納入しなければならない。なお、前条の規定に基づき新規に入会した会員は、入会について総会又は会長の承認を受けた日の属する事業年度の<u>翌年度に関するもの</u>から、会費を支払う義務を負う。</p> <p>3. <u>会員は、特別会費として、1口1万円を、任意の口数納入することができる。</u></p> <p>4. 第2項及び第3項に定める年会費及び特別会費は、各事業年度の<u>4月末日</u>までに納入しなければならない。</p> <p>5. 第2項及び第3項に定めるもののほか、本会は、懇親会等において本会が負担した実費を、当該懇親会等に参加した会員から臨時会費として徴収することができる。ただし、臨時会費の金額及び納入時期については、予め会員に書面で通知するものとする。</p>
<p>附 則</p> <p>この会則は、2019年6月6日から実施する。</p>	